(第二版)　(明治卅一年五月九日第三種郵便物認可)　昭和十六年一月十二日(木曜日)　臺灣日日新報　第一万四千六百八十號　(一)

臺灣昌新聞 夕刊

一月十二日

夕刊定價一部二錢

戰時體制強化決議案

衆院議員總會 滿場一致で可決

【東京二十一日發同盟】衆院の戰時體制強化に關する決議案は正午より開かれた議員總會において滿場一致可決確定したが右の同決議案は議員總會に於ける委員長の報告を以て議事を打ち切ることを閣下の會長に一任し會長は本會議に緊急上程の手續を取つた

【東京二十一日發同盟】國際情勢の重大化に對處する決議案は國際關係の現狀に鑑み擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進し以て東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの趣旨を以て提出されたものであるが其の内容は

一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

十、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

十一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

十二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

十三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

十四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

十五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

十六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

十七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

十八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

十九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二十、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二十一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二十二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二十三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二十四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二十五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二十六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二十七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二十八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二十九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

三十、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

三十一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

三十二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

三十三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

三十四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

三十五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

三十六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

三十七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

三十八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

三十九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

四十、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

四十一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

四十二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

四十三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

四十四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

四十五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

四十六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

四十七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

四十八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

四十九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

五十、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

五十一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

五十二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

五十三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

五十四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

五十五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

五十六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

五十七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

五十八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

五十九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

六十、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

六十一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

六十二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

六十三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

六十四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

六十五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

六十六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

六十七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

六十八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

六十九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

七十、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

七十一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

七十二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

七十三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

七十四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

七十五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

七十六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

七十七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

七十八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

七十九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

八十、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

八十一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

八十二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

八十三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

八十四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

八十五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

八十六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

八十七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

八十八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

八十九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

九十、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

九十一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

九十二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

九十三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

九十四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

九十五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

九十六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

九十七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

九十八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

九十九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百十、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百十一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百十二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百十三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百十四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百十五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百十六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百十七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百十八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百十九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百二十、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百二十一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百二十二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百二十三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百二十四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百二十五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百二十六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百二十七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百二十八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百二十九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百三十、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百三十一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百三十二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百三十三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百三十四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百三十五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百三十六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百三十七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百三十八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百三十九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百四十、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百四十一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百四十二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百四十三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百四十四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百四十五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百四十六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百四十七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百四十八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百四十九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百五十、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百五十一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百五十二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百五十三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百五十四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百五十五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百五十六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百五十七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百五十八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百五十九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百六十、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百六十一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百六十二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百六十三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百六十四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百六十五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百六十六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百六十七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百六十八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百六十九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百七十、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百七十一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百七十二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百七十三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百七十四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百七十五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百七十六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百七十七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百七十八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百七十九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百八十、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百八十一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百八十二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百八十三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百八十四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百八十五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百八十六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百八十七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百八十八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百八十九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百九十、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百九十一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百九十二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百九十三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百九十四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百九十五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百九十六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百九十七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百九十八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

百九十九、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二百、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二百一、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二百二、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二百三、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二百四、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二百五、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二百六、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二百七、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認識し國防の充實と國力の擴充に邁進すること

二百八、帝國は東亞の安定と世界の平和を確立せんとするの國是を堅持し擧國一致の體制を以て時局の重大性を認

世界的乾燥痘苗の研究
熱研長野博士遂に成功

瘡苗に代る水牛痘苗にも凱歌

本年は特に痘苗製造の需要を計上大増額を見る程となつた、一般的に痘苗の需要は種と眺られてゐた赤痢以來南支方面の如き地方々面はアフス其の他の血清と異り生きた儘で送つて一般ワクチン液よりも有效期間が遙かに長く一箇月間くらゐ持つて居るが本島又は南支、南部方面の如く發病地にあつては五年十年はおろか牛水久に一效力を失はぬと云ふ全く世界的に大發明で

本島内外とも痘苗製造に需要を計上大増額の要望にあるが期せずして全部が供給出來ない事になつた、一時下火が成功はするところとなつて居るが、ここに つき土林支所では語る

先般來本島に於ける痘苗の需要は年々増加の傾向にあるが、特に昨年七月盧溝橋事件勃發以來南支方面に於ける軍隊の急激なる増加と共に痘苗の需要は激増し、月平均一萬二千打の製造能力を有する本所の製造能力を以てしては到底需要を充たすことが出來ず、當局に於ても非常の決意を以て之が擴張に乘出し、昨年十月末には月産二萬打の製造能力を有する迄に擴張し、更に本年度に於ては月産三萬打の製造能力を有する迄に擴張する豫定である

改姓名を促進して
皇民意識の顯揚
臺灣改姓名推進會を創立

【臺北電話】朝鮮に於ける改姓名の實施に伴ひ本島人の間にも改姓名の氣運が濃厚となつて來たので、之が指導機關として、臺北市内に臺灣改姓名推進會が創立され、二十一日午後一時から臺北市公會堂に於て盛大な發會式を擧行することとなつた、同會の主なる事業は(一)改姓名の促進(二)改姓名の相談(三)改姓名の普及徹底の三點であつて、會長には辻長官、副會長には山口總督府總務局長、理事には山本參事官、藤原總督府警務局長、木下臺北州知事、石井臺北市尹、幹事には山田臺北市役所學務課長、佐藤臺北州學務課長、會計には山口臺北州會計課長、顧問には安藤臺北州内務部長、松岡臺北州警察部長、佛田臺北州學務課長、清水臺北市助役、里見臺北市學務課長、高山臺北市社會課長、吳澤臺北市會議員、吳鴻森臺北市會議員、林熊徴臺北市會議員、辜振甫臺北市會議員、林柏壽臺北市會議員、林熊光、臺北市會議員、松岡宏明、臺北市會議員、清水足太郎、里見義雄、高山俊三、吳澤、吳鴻森、林熊徴、辜振甫、林柏壽、林熊光、松岡宏明、佛田光雄

家庭

天下の名物を探る
（中）
諸國に榮えたその起原は

山葵漬

山葵漬といふとすぐに靜岡を聯想するほどに有名である。山葵の產地としては、靜岡、島根、石川、京都附近など代表的のものとしてゐるが、山葵漬とは葉茎を細かに刻んで塩漬にしたもので、正確にいへば、山葵の粕漬である。

山葵の葉を細かに刻んで、よく洗ひアクを抜き、酒粕に醤油を加へて漬けこんだもの。これは元來各家の農物とされてゐる、同じ山葵を使つたものでも葉のものとしては、味噌漬がある。これは白味噌に、一部はどの外醤油を加へたものの中に、アクぬきした山葵の莖が沈み込むのである。

豚骨

トンコツ醤油といふものがある。これは鹿兒島名物とされ、俗に豚骨の醤油が用ひられてゐる。トンコツ醤油とはどう違ふかといふことは説者不案内であるが、近來非常ひろまつて「三これを名物」と呼んでゐる醤油店がある。

その作るところを見れば、味噌仕立の汁に、豚肉の一寸五分角位三寸角位のものを入れ、葱醤の野菜がはいつたけ、入醤の角切などをしらひ、よく煮立てて熱いうちに供してゐる。

翁飴と笹飴

都會では米の國といはれてゐるが、ここの誌はまた關西の美しさと味とを持つてゐる。高田の名物の如き飴に有名である。一寸五分角位三寸角位、この飴に粉をつけてくつつくことを防いでゐるが、嚴寒に際しては、一〇〇圓高田市に滯在セメント會社内堀社宅國防婦人會一同、五〇圓高畑村鳳山部落國防婦人會一同、五〇圓北諸縣郡吉田村東一木村國防婦人會一同、二五圓北諸縣郡吉見ラジオ一同、二五圓北諸縣郡高城米穀株式會社、三、〇〇〇圓能高郡國民精神總動員會會長能高郡長外四名、五〇圓新竹州竹東郡竹東街新竹、六、四〇六圓台灣總督府交通局鐵道部、一〇圓台北州新莊郡新莊街國防義會、一〇圓台北州新莊郡運送業組合、一〇圓台北州新莊郡新莊庄國防義會、一〇圓台北州新莊郡新莊庄國防義會、一〇圓台北州新莊郡新莊庄國防義會

曉の町 (77)

武田麟太郎作
林唯一畫

おきん（主）

妻だけに男ならこうひかけて、あをも俺は口も無いんだ。云はれもないお叱りをこうむったが、……まるで彼がしのふを好きになつてゐたやうな感じがあり、そうした感情のふを時々起こした。二人を連結してなるものかと、悪魔に囁かうとした。しかし、すぐに憎悪を自分だと知れて「——いえ、だから、私、同郷に入つてらつしやる間の一部でも、お給金のうちからとも考へてゐるものが形を採つてゐるのですが、それが無駄な話でせのこすことないのだ。

「——うれ」

なぜか、彼女はしやべりたくてゐた。

「——醫學でも、皮膚病でも日夢してゐるが、私の夢にも先生のお夢がしまう。私の夢になる様に頭んでゐます。少しでも彼のあつたびに御夢に行くことだつて、いとひはしません。でも、まだ何か物足りないですよ……先生を困つげた男が見つかつたら、私、なだらく、仕度してやりたいのよ、でもね……」

醫師的な言葉を吐くたびに、呼吸は彼女に白く流れる。その都度、彼女から激治に誘して感じてゐるものが形を採つてゐるのにすぎないのだ。

戰線作家 鈴木彌太郎 (三) 想回戰中

暗闇の中から銃聲

自動車は消燈して驚走

私は可笑しくてならなかつた。暫らく休憩といふので私は車に向つて「旅屋さん、小腹の減つて喰きんだ。小腹の減つてトラックを進行し出した。すると間もなく、暗闇の中に銃聲が起つた。ヒューン、ヒューンと流星彈い尾を長く引いて彈が闇を縫はした。トラックは止まつとへツドライトを消し速力を出して疾走し出した。其時にこの盲のトラックは狙つたやうに撃れ出した。

銃聲　と盾い静寂にどの兵隊も目覚めかつと目をぴらいてゐる。銃があらしくブリアリとなにか破るやうな音をたてゝトラックが駆り出した。銃聲がひしりと激しくなつた。長い間トラックは先を消して疾走し続けた。それと同時に銃聲をすつとなり聞いた銃聲にかき消されるかのやうに夜空の星が消え出し、天の彼方が薄れて白々としてきた。夜が明け離れた。私はなんとなく危地を脱した思ひで佐つとした。夜が明け離れた。私はなんとなく危地を脱した思ひで佐つとした。夜が明け離れて白々としてきた。

この時私達の後から来てゐたトラックは、先頭車が突然に銃聲を浴びた模様で、急激に長隊達がす星の如く車から飛び降りて散開した。敵の一日本軍の襲撃を受けたのだ。私達は急いで車を降りてかうした小隊長と共に道端にた兵隊さんがどうと走り出した。私はたにかゞんでゐるのをみじ困惑を飲んだ。だがそれは間もなく息えなくなつてしまつた。

今週の映畫

まごころ親爺

廿四日から開映

原出題四回、配役陣容全部揃ふ青藤美雄、若原春江其他大勢一棟一丸を固めたドしかも考へない明朗會社長令息兵衛は工場閉鎖で十五日が賢りに出たのを知り社員を交渉に派遣したが既に先手が出て失敗したので激昂の余り自動車を破壊した、そして逃走の末に自動車修理工場の令嬢と知り合ひ、やがて交渉した、一方息子の金一に父の重態が報らせが届いたが、金一は父の重態が報らせが届いたが、金一は父の重態が報らせが届いたが、金一は

(第二版)　(明治卅一年五月九日第三種郵便物認可)　昭和十六年一月二十三日(木曜日)　臺灣日日新報　第一万四千六百八十號

臺灣日日新報

本日共刊夕刊八頁
作満口近　人行窓無御
地番代州目丁地町案市北臺
社番報新日日洞臺所行發
定本　一ヶ月前金八拾五錢
額社　五ヶ月前金四圓六拾錢
　　六ヶ月前金八圓五拾錢
廣告料　別段契約ニ依ル
掲載日數　臺灣向ケ　一ヶ月以内
　　内地向ケ　一ヶ月以内
電話　代表第六八〇二番
　　編輯第六八〇三番
　　営業第六八〇四番

眞に擧國一致の實 戰時體制を强化

衆議院本會議 決議案滿場一致可決

【東京二十二日發同盟】内外の危局に處し擧國一致戰時體制强化の施策を一段と强化徹底の實を擧げんとする二十二日の衆議院本會議は決議案上程のため午後一時三分開會、議題を決議案に絞つて

一、戰時體制强化に關する決議案

を議題とし提案理由説明のため町田忠治民政黨總裁の登壇を求めたるに町田總裁は左の如き態度を以て擧國一致の實を擧げんとする決議案の提出に至つた經緯の説明を爲したり

【東京二十二日發同盟】内外の危局に處し擧國一致戰時體制强化の施策を一段と强化徹底の實を擧げんとする二十二日の衆議院本會議は決議案上程のため午後一時三分開會、議題を決議案に絞つて

一、戰時體制强化に關する決議案

を議題とし提案理由説明のため町田忠治民政黨總裁の登壇を求めたるに町田總裁は左の如き態度を以て擧國一致の實を擧げんとする決議案の提出に至つた經緯の説明を爲したり

質問打切動議可決

【東京二十二日發同盟】衆議院本會議は午後四時二十分開會、武部勇治民政黨總より

國務大臣の所信に關する質問は打ちきる事

の動議を提出これを可決し政府の所信表明の終了を俟つて

社說

日ソ國交の調整に新機運
漁業條約と共に懸案一掃へ

一

我が駐ソ大使として、ソ聯の外務人民委員モロトフ氏との間に於て屢々交渉が開始されてゐた日ソ漁業條約問題の件が、此の程遂に解決を見るに至つた。之に就いて外務當局の發表するところに拠れば、同條約の内容としては、現行漁業條約を其の儘今年末迄暫定的に有效ならしむることとし、新たに漁業條約を締結してこの暫定期間に於て締結されてゐる日ソ漁業條約の件が此の程遂に解決を見るに至つた。之に就いて外務當局の發表するところに拠れば、同條約の内容としては、現行漁業條約を其の儘今年末迄暫定的に有效ならしむることとし、新たに漁業條約を締結してこの暫定期間に於て締結されてゐる日ソ

(第三種郵便物認可)　昭和十六年一月二十三日（木曜日）　臺灣日日新報　第一万千四六百八十號　(三)

外地の奢侈運動の緊密化を計る
來月東京で連絡懇談會

【東京廿二日發同盟】外地に於ける大政翼贊會は既に同會と國民運動聯絡協議會、滿洲國協和會、滿支に於ける興亞奉公會、關東州には關東州興亞奉公聯盟、南洋には南洋興亞奉公聯盟が夫々結成されてゐるが、之等外地に於ける興亞團體の中央と

の聯絡を緊密化し内外地を一體とした興亞運動を展開するため來る二月十二、十三の兩日大政翼贊會本部に內外地興亞團體聯絡協議會を開催することとなつた、同協議會には大政翼贊會より有馬事務總長以下各部長、參與、外地側より滿洲國協和會、關東州興亞奉公聯盟、南洋興亞奉公聯盟、支那派遣軍報道部、海軍報道部、外務省、陸軍省、海軍省、內閣情報局、內務省、厚生省、文部省、農林省、商工省、大東亞省等の關係官廳より夫々關係者が參加する豫定である

長谷川總督嘉義へ
臺南市の視察を經て

【臺南電話】臺南市の初視察を終へた長谷川總督は二日午前九時發自動車にて新營街に七時半、同地にて午餐を攝り、直ちに嘉義へ向つた

製鹽工場を視察
嘉義に入り將兵を慰問

【嘉義電話】南部巡視第五日目の長谷川總督は二日午前九時發自動車にて新營街に入り、先づ新營製鹽工場を視察、次いで新營飛行場に於ける將兵を慰問し、午後一時半同地發自動車にて嘉義に向ひ、途中小憩を龍山腺に於て昼食を攝り、午後三時前嘉義に入つた、總督は南部巡視の最後の視察地たる北門郡佳里街に向ひ、同地にて一泊の豫定である

臺大運動場西側に
更に市營住宅百戸

既に決定されてゐる臺大運動場西側の市營住宅百戸の外、更に同地附近の一部約三百戸を市內水道町大運グラウンド西側に建設する筈となり、用地買收につき所有者との交渉を開始したので來る二十七日午前十一時より役場に於て公共住宅建設工事起工式を擧行

傍聽席にサービス
型を破つた翼贊議會風景

【東京二十二日發同盟】議會開會中の傍聽に關する施設に關しては今回一部に於て從來の型を破つて大いにサービスを與へることとなつた、即ち從來は傍聽席は貴衆兩院共に一般傍聽人と新聞記者とが同一の入口から入つて同一の席に着くことになつてゐたが、今回は貴族院は從來通り一般傍聽人と新聞記者とは入口を別にし、新聞記者は新聞記者席に着くことになつた、衆議院は從來は新聞記者席は傍聽席の一部を以て之に當てゝゐたが、今回は新聞記者席を傍聽席の後方に設けることとなつた、尙ほ貴族院は從來通り新聞記者席は傍聽席の一部を以て之に當てゝゐるが、今回は新聞記者席を傍聽席の後方に設けることとなつた

待望の共濟制度
新年度より實施
全島の街庄職員に吉報

【臺北電話】臺灣總督府に於ては今回新年度より臺灣總督府及所屬官署の判任官以下の官吏、雇員、傭人、

臺南地方版

萬里庄の船溜完成
きのふ目出度く竣工式

【金山特電】基北地方漁業組合萬里庄にては水産業の振興を圖るため總工費三萬圓を投じて昭和十四年八月から同庄對岸に船溜を築造中の處この程完成したので二十二日午前十時から同地で川村基北地方廳長、山崎基隆築港出張所長、水産關係官吏、組合役員工事關係者多數參列盛大に竣工式を擧げた

【臺南電話】臺南州知事はじめ來賓一行は十二日午前十時から前日に引續き參列の下に萬里庄對岸の高岡庄、南萬里庄民總出で、假設の祭壇に供へた鯛、鰤、鰹、鮪、小松の三種の生魚を始め各種の海の幸、山の幸、野の幸を山と盛つた供物の前に祭主として組合長の外、來賓、高岡庄、南萬里庄の各庄長、上棟、前田、眞田、貝、加藤の各區長、區民總代表、組合役員、米山、竹村、秦村各評議員その他多數の參列者に對し、祭主は先づ玉串を捧げて恭しく拜禮、次いで來賓、參列者一同、次いで區民總代表の順に玉串を捧げて拜禮、次いで祭主は祭文を讀み上げ、次いで來賓を代表して臺南州知事、同十五年度臺灣總督府豫算に關し十分說明をなし終つて午後零時より、隣接の高岡庄に於て祝賀會を開き、和氣藹々の裡に同二時散會した

本腰で愈よ築港調査
廳勢委員會で申合す

【臺南電話】臺南州廳勢委員會は十二日午前十時から前日に引續き第二會議室に於て開會、中村民政部長より諮問事項に關する說明、小林土木課長より築港に關する說明、曾根財務課長より豫算に關する說明があつた後、質疑に入り、先づ築港に關し、小松委員より「築港は單に三年や五年で出來る仕事ではない、從つて本腰を入れて調査に着手すべきである」との意見が出たが、これに對し當局側より「築港は單に三年や五年で出來る仕事ではないが、調査は三年位で完了する豫定である」との說明があつた後、更に質疑應答があつて午後四時散會した

寒中に浴衣
臺南地方は夏へ

【臺南電話】臺南州廳勢委員會は十二日午前十時から前日に引續き第二會議室に於て開會、引續き同日午後一時から總督府豫算に關する說明、質疑應答があつて午後四時散會した

【臺南電話】臺南州廳勢委員會は十二日午前十時から前日に引續き第二會議室に於て開會、引續き同日午後一時から總督府豫算に關する說明、質疑應答があつて午後四時散會した

緊張裡に閉會
四委員會を開催

【臺南電話】臺南州廳勢委員會は十二日午前十時から前日に引續き第二會議室に於て開會、中村民政部長より總督府豫算に關する說明、曾根財務課長より豫算に關する說明があつた後、質疑應答に入り、先づ築港に關し、小松委員より「築港は單に三年や五年で出來る仕事ではないが、調査は三年位で完了する豫定である」との說明があつた後、更に質疑應答があつて午後四時散會した

澎湖廳協議會
十六年度豫算を可決

【馬公電話】澎湖廳協議會は二十二日午前十時から廳舍會議室に於て開會、高橋、上棟、前田、眞田、貝、加藤の各區長、區民總代表、二七部落總代表、米山、竹村、秦村各評議員の他各廳、街庄協議會員、駐在所長等の列席を求めて、廳長出席の下に開會、豫算案三件、條例案三件、規約案一件、諮問事項一件、報告事項一件を附議、廳長より豫算案提出の理由につき說明があり、次いで各部課長より說明があつた後、質疑應答に入り、各部課長より說明があつた後、質疑應答に入り、各部課長より說明があつた後、質疑應答に入り、